

資料番号	21
------	----

令和4年5月10日 課名 土木建築局住宅課 担当者 課長 川島 内線 4163
--

## 災害時におけるムービングハウスの建設に関する協定の締結について

### 1 要旨・目的

建設型応急住宅を迅速に提供する体制の強化を図るため、災害時における移動式木造住宅（ムービングハウス）の建設について、令和4年3月28日に取扱団体と協定を締結した。

### 2 現状・背景

災害救助法に定める災害が発生した場合、県は住宅を失った被災者に対し、民間賃貸住宅の借上げ又は建設により、応急仮設住宅の供与を行うこととしており、建設型応急住宅については、これまで2団体（一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会）と協定を締結していた。

### 3 概要

#### (1) 協定締結の相手方

一般社団法人 日本ムービングハウス協会（代表理事 佐々木 信博 氏）

#### (2) 協定内容

災害時に県からの要請に基づき、ムービングハウスの建設を行う。

### 4 その他（関連情報等）

#### (1) 協定締結式の開催

協定締結式を次のとおり実施した。

日時：令和4年3月28日（月）

場所：広島県庁北館2階第一会議室

#### (2) 協定締結団体の沿革等

平成28年3月15日に設立（本部：北海道札幌市）。海上輸送コンテナと形状・サイズが同じに設計された移動式木造住宅、ムービングハウスを扱っており、平成30年7月豪雨災害に際して、岡山県倉敷市真備町へ災害救助法に基づき建設型応急住宅として供給した。以降、令和2年7月豪雨の際の熊本県球磨村等、計5市町村で建設型応急住宅を供給している。

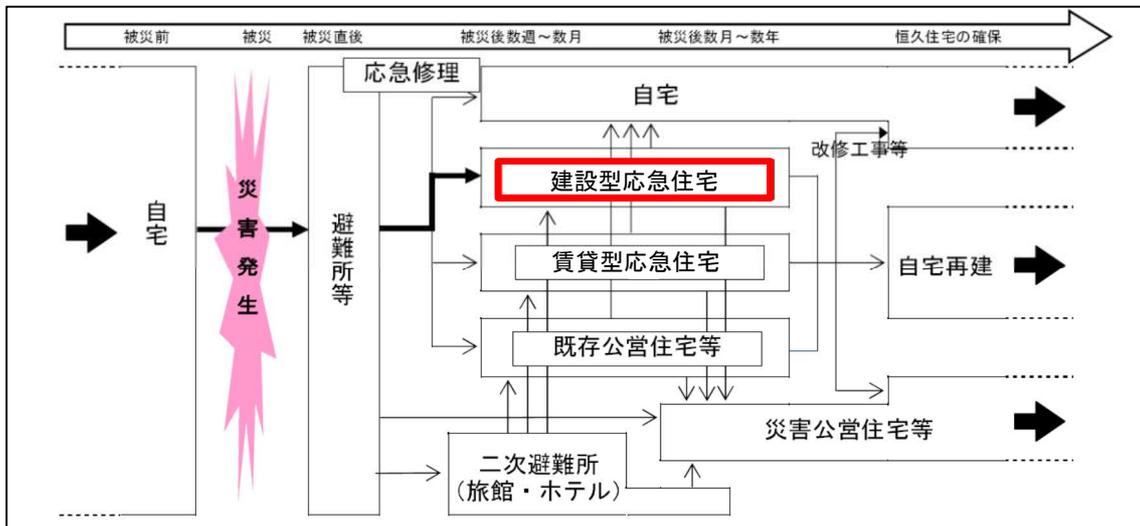
また、令和4年3月25日時点で愛知県等6県30市町村と同様の協力協定を締結している。

**【参考1】 応急仮設住宅の供与**

災害救助法に規定する「救助」のひとつ。住家が全半壊等し、居住する住家がない者に提供する。民間賃貸住宅を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」と建設して供与する「建設型応急住宅」がある。供与する際は、賃貸型応急住宅を優先し、被害の規模や地域の状況等により必要に応じて建設型応急住宅の建設を行う。

建設型応急住宅は、平成30年7月豪雨災害においては、6団地209戸を建設した。

**【災害時の住宅応急対策の全体概略図】**



**【参考2】 移動式木造住宅による建設型応急住宅の事例**

災害名	発生日月	都道府県	市町村	戸数（集会所を含む）
平成30年7月豪雨	H30.7	岡山県	倉敷市	41戸
平成30年 北海道胆振東部地震	H30.9	北海道	むかわ町	10戸
			安平町	9戸
令和元年東日本台風	R元.10	茨城県	常陸大宮市	9戸
令和2年7月豪雨	R2.7	熊本県	球磨村	70戸

倉敷市柳井原仮設団地（平成30年7月豪雨災害）



（資料提供：一般社団法人 日本ムービングハウス協会）